

第3章 第2期計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期おおむら支え合いプランでは、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、以下の基本理念を掲げます。

向こう三軒両どなり
みんなつながり支え合い
いきいき安心 おおむらづくり

家族構成や働き方、ライフスタイルの変化・多様化などにより、地域住民同士の付き合いが変化し、最近では「向こう三軒両どなり」という言葉がほとんど使われなくなりました。隣近所の人々に会ってもあいさつをしない、顔すら知らないという状況も少なくありません。

しかし、日常の困りごとや一人の力ではどうすることもできない自然災害が発生した際などには、地域の支え合いや助け合いが必要となります。

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすには、行政サービスや福祉サービスだけではなく、「向こう三軒両どなり」を中心とした身近な人への“あいさつ”や“ふれあい”を通じて、日ごろから声を掛けあえる関係づくりが必要です。

第2期おおむら支え合いプランでは、第1期計画と同じく「向こう三軒両どなり」を地域福祉のキーワードとしていることで、市民一人ひとりがつながりや支え合いの意識を持ち、市民、行政、社協、福祉団体等の協働により地域福祉の増進を図り、地域共生社会の実現を目指します。



2 基本目標と基本施策

第2期おおむら支え合いプランでは、基本理念に基づき地域福祉を推進するため、3つの基本目標とそれを達成するために必要な12の基本施策を定めます。

基本目標Ⅰ

ふれあいを大切にする
地域づくり

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

基本施策3 地域福祉の担い手の確保・育成

基本施策4 地域活動の充実

基本目標Ⅱ

誰もが安心して暮らせる
地域づくり

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

基本施策7 地域における健康づくりの推進

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

基本目標Ⅲ

丸ごと受け止め解決に
つなげる体制づくり

基本施策9 相談支援体制の充実

基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

基本施策12 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

3 計画の期間

第2期おおむら支え合いプランの計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間とします。また、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ5年を目途に計画の見直しを行います。



※成年後見制度利用促進基本計画は第2期おおむら支え合いプランに包含して策定

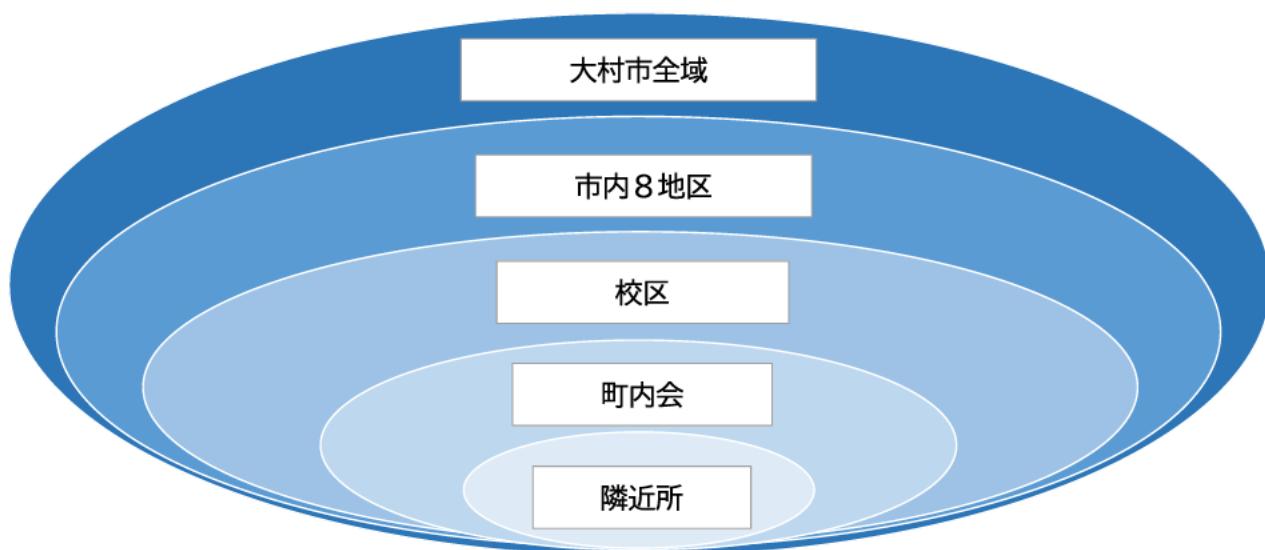
4 地域福祉を推進するための圏域の考え方

地域福祉を推進するためには、高齢者や障がい者、子育て支援といった分野ごとのさまざまな取組を住民に身近な地域エリア（＝圏域）で展開し進める必要があります。

さらに複雑化、複合化する問題に対応するためには、公的なサービスだけではなく、町内会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人など地域で活動する各団体が協力・連携することで解決する力が高まります。

また、住民に身近な圏域に地域福祉活動の基盤があることで、地域住民の意欲や能力を活かすことができ、地域が持つ支え合いの力の強化にもつながります。

このため、最も身近な生活の場である隣近所や町内会を最小圏域として、広域的な対応が必要であれば小学校区や中学校区で活動している諸団体と連携し、さらに広域的な対応が必要であれば市内8地区や市全域で連携するなど、一人ひとりのニーズに応じ、それぞれの圏域で展開する公的サービス、各団体との有機的な連携により、地域福祉の取組を進めていきます。



地域福祉の圏域イメージ

5 計画の評価及び推進体制

令和元年度から令和2年度にかけて、大村市地域福祉計画推進委員会から計画に関する提言、助言をいただきながら、本市が目指す地域福祉に関する方向性等について協議を重ね、第2期おおむら支え合いプランを策定しました。

第2期計画策定後においては、大村市地域福祉計画推進委員会において計画の取組状況の評価を行い、P D C Aサイクルを踏まえて、計画に定めた施策を推進していきます。

また、評価結果等をホームページで公表し、計画の推進を図ります。

